

関電ガス

ガス供給条件

2019年4月1日実施

関西電力株式会社

ガ ス 供 給 条 件 目 次

I 総 則	
1 適 用	1
2 供給条件および料金表の変更	1
3 定 義	2
4 単位および端数処理	6
5 そ の 他	6
II 契約の申込み	
6 需給契約の申込み	7
7 需給契約の成立および契約期間	8
8 需 要 場 所	8
9 需給契約の単位	8
10 供 給 の 開 始	8
11 需給契約書の作成	9
III 料金の算定および支払い	
12 料 金	10
13 料金の適用開始の時期	10
14 料金の算定期間	10
15 使用量の算定	10
16 料 金 の 算 定	11
17 日 割 計 算	11
18 料金の支払義務および支払期日	11
19 料金その他の支払方法	12

20	延滞利息	13
21	保証金	14
IV 使用および供給		
22	適正契約の保持	16
23	供給ガスの熱量, 圧力および燃焼性	16
24	需要場所への立入りによる業務の実施	16
25	違約金	17
26	供給の制限等	17
27	供給の制限等の解除	18
28	損害賠償等	18
V 契約の変更および終了		
29	需給契約の変更	20
30	名義の変更	20
31	需給契約の消滅	20
32	解約等	21
33	需給契約消滅後の債権債務関係	23
VI 工事費等の負担		
34	ガス工事	24
35	工事費等の支払いおよび精算	24
VII 保安		
36	供給施設等の保安責任	25
37	周知および調査義務	25
38	保安に対するお客さまの協力	26

39	お客様の責任	27
40	供給施設等の検査	29
41	ガス事故の報告	29
Ⅷ そ の 他		
42	準 拠 法	30
43	管 轄 裁 判 所	30
	附 則	31
	別 表	33

I 総 則

1 適 用

当社が、一般ガス導管事業者が維持および運用する導管を介してガスの供給を受ける一般の需要に応じてガスを供給するときのガス料金その他の供給条件は、このガス供給条件（以下「この供給条件」といいます。）によります。

なお、ガス料金については当社が別に定める主契約料金表および特約料金表（以下これらを総称して「料金表」といいます。）によります。

2 供給条件および料金表の変更

- (1) 当社は、この供給条件および料金表を変更することがあります。この場合には、あらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせし、お客さまから異議の申出がないときは、契約使用期間満了前であっても、ガス料金その他の供給条件は、変更後の供給条件および料金表によります。
- (2) 消費税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、料金表を変更いたします。この場合、契約使用期間満了前であっても、ガス料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。
- (3) お客さまの需要場所を供給区域とする一般ガス導管事業者（以下「当該一般ガス導管事業者」といいます。）が定める託送供給約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または関係する法令の制定もしくは改廃があった場合には、当社は、変更後の託送約款等または関係する法令にもとづき、この供給条件または料金表を変更することがあります。この場合、契約使用期間満了前であっても、ガス料金その他の供給条件は、変更後の供給条件および料金表によります。
- (4) (1)、(2)または(3)の場合、当社は、供給条件および料金表の変更前は、供給条件および料金表の変更内容を、変更後は、供給条件および料金表の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地

を、ガス事業法第14条に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）およびガス事業法第15条に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

また、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他のガス需給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、当社のホームページに掲載する方法によりお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面の交付もいたしません。

3 定 義

次の言葉は、この供給条件および料金表においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 熱 量

摂氏0度および圧力101.325キロパスカルの状態のもとにおける乾燥したガス1立方メートルの総熱量をいいます。

お客さまに供給するガスは、ガス事業法およびこれにもとづく命令（以下「ガス事業法令」といいます。）で定められた方法によってその熱量を測定します。

(2) 標準熱量

ガス事業法令で定められた方法により測定する熱量の毎月の算術平均値の最低値をいいます。

(3) 最低熱量

お客さまに供給するガスの熱量の最低値をいいます。

(4) ガス工作物

ガス供給のための施設であって、ガス事業のために用いるものをいいます
((9)から(18)までの設備はすべて「ガス工作物」にあたります。)

(5) 供給施設

ガス工作物のうち、導管、整圧器、昇圧供給装置、ガスメーターおよびガス栓ならびにそれらの付属施設をいいます。

(6) 圧 力

ガス栓の出口におけるガスの静圧力（すべてのガス栓を閉止した状態での圧力をいいます。ガス機器使用中はこれより圧力は下がります。）をゲージ圧力（大気圧との差をいいます。）で表示したものをいいます。

(7) 最高圧力

お客さまに供給するガスの圧力の最高値をいいます。

(8) 最低圧力

お客さまに供給するガスの圧力の最低値をいいます。

(9) 本 支 管

原則として公道（道路法その他の法令に定めのある国または地方公共団体の管理する道路をいいます。）に並行して公道に埋設する導管をいい、付属するバルブおよび水取り器（導管内にたまった水を除去する装置をいいます。）等を含みます。

なお、次の各号のすべてを満たす私道に埋設する導管については、将来当該一般ガス導管事業者が当該設備の変更や修繕を行うことに関して承諾する権限を有するその私道の所有者等の承諾をあらかじめえられない場合を除き本支管として取り扱います。

イ 不特定多数の人および原則として道路構造令第4条第2項に定める普通自動車の通行が可能であること。

ロ 建築基準法第42条に定める基準相当を満たすものであること。

ハ 工事によって地盤沈下等が発生するおそれや第三者の所有地に影響を及ぼすおそれがないこと。

ニ 本支管新設時の道路形態が長期にわたり確保されるものであること。

ホ その他、当該一般ガス導管事業者が本支管、供給管を管理する上で著しい障害がないと判断できること。

(10) 供給管

本支管から分岐して、お客さま等が所有または占有する土地と道路との境界線に至るまでの導管をいいます。

(11) 内 管

(10)の境界線からガス栓までの導管およびその付属施設をいいます。

(12) ガス栓

お客さま等の敷地内のガス工作物の末端に設置され、ガス機器への供給の開始、供給停止時に操作する栓をいいます。

(13) ガス遮断装置

危急の場合にガスをすみやかに遮断することができる装置をいいます（ガスの供給確保のため本支管に設置されるバルブを含みません。）。

(14) 整圧器

ガスの圧力を一定の圧力範囲に調整する装置をいいます。

(15) 昇圧供給装置

ガスを昇圧して供給する装置で、蓄ガス器（ガスを高圧で蓄える容器をいいます。）を備えないものをいいます。

(16) ガスメーター

料金算定の基礎となるガスの量を計量するために用いられる、当該一般ガス導管事業者の指定する計量器をいいます。

(17) マイコンメーター

ガスの使用状態を常時監視し、漏えい、ガス量の急増や長時間使用時等、あらかじめ当該一般ガス導管事業者が設定した条件に一致したときは、ガスを遮断する等の保安機能を有するガスメーターをいいます。

(18) メーターガス栓

ガスメーター入口に設置され、ガスの供給開始、供給停止時等に操作する栓をいいます。

(19) ガス機器

ガスを消費する場合に用いられる機械または器具をいい、ガス機器本体のほか給排気設備等の付属装置を含みます。

(20) 引込地点

供給管と内管の境界の地点（お客さま等が所有または占有する土地と道路との境界線にあたります。）をいいます。

(21) ガス工事

当該一般ガス導管事業者等が行う供給施設の設置または変更の工事をいいます。

(22) 契約種別

主契約料金表に定める契約の種別をいいます。

(23) 特約種別

特約料金表に定める契約の種別をいいます。

(24) 契約使用期間

契約上ガスを使用できる期間をいいます。

(25) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(26) 消費税率

消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。

(27) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(28) 平均原料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均原料価格を算定す

る場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

4 単位および端数処理

この供給条件および料金表において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 使用量の単位は、立方メートル単位の整数といたします。
- (2) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 その他

- (1) この供給条件に記載のある事項について、料金表に定めがある場合は、料金表によるものといたします。
- (2) この供給条件および料金表に記載のない事項については、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たにガスの需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給条件および料金表を承諾のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。また、当社が必要とする場合は、お客さまの氏名および住所を証明するもの（需給契約の名義が法人のときは登記簿謄本等、需給契約の名義が個人の場合は運転免許証等といたします。）を提示していただくことがあります。

契約種別、特約種別、引込地点、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、使用開始希望日、使用期間、需要場所におけるガス機器、料金の支払方法および料金表に定める事項、その他当社が必要とする事項

なお、お客さまは、この供給条件および料金表によって支払いを要することとなった料金その他の債務をお客さまが当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他のガス小売事業者へ当社が通知することがあることについて、承諾するものいたします。

- (2) (1)による需給契約の申込みについて、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾のうえ、申込みをしていただきます。

なお、当社が必要とする場合は、お客さまに承諾書等を提出していただくことがあります。

イ 託送約款等に定める需要家等に関する事項を遵守すること。

ロ 当社が、需給契約の締結に必要な事項のうち、当該一般ガス導管事業者が託送供給のために必要とする事項について、当該一般ガス導管事業者提供すること。

ハ 当社が、ガス事業法令に定める直近のガス機器調査の結果（需給開始時

において開栓を伴わない場合に限ります。)等、需給契約の締結に必要な事項について、当該一般ガス導管事業者から提供を受けること。

- (3) 当該一般ガス導管事業者が維持および運用する導管を介してお客さまがガスの供給を受ける場合の供給検討については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。ただし、当該一般ガス導管事業者との託送供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、ガスを供給できないことが明らかになった場合には、当社は、需給契約の成立の日に遡って需給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。
- (2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、契約使用期間満了の日までといたします。

8 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

9 需給契約の単位

当社は、原則として、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、当該一般ガス導管事業者の供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかにガスを供給いたします。
- (2) 当社は、当社または当該一般ガス導管事業者の供給準備等の事情によるやむ

をえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日にガスを供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めてガスを供給いたします。

11 需給契約書の作成

当社が必要とする場合は、ガスの需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 料金の算定および支払い

12 料 金

料金は、各契約種別ごとに料金表に規定する料金といたします。

13 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、お客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に定められた需給開始日から適用いたします。

14 料金の算定期間

料金の算定期間は、託送約款等に定める検針日（以下「検針日」といいます。）の翌日から次の検針日までの期間といたします。ただし、ガスの供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から次の検針日までの期間（開始日を含みます。）または直前の検針日の翌日から消滅日までの期間（消滅日を含みます。）といたします。

15 使用量の算定

(1) 料金の算定期間における使用量は、託送約款等に定めるところにより検針および算定されたガス量といたします。

なお、託送約款等に定めるところにより検針および算定されたガス量が見直された場合、当社は、見直し後の使用量によって精算いたします。

(2) 当社は、当該一般ガス導管事業者から受領した使用量等を当社の定める方法により、すみやかにお客さまにお知らせいたします。

(3) ガスメーターの故障等によってガス量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間における使用量は、託送約款等にもとづき、前3月間も

しくは前年同期の同一期間のガス量または取り替えたガスメーターによるガス量その他の事情を基準として、当該一般ガス導管事業者と当社との協議により定めた値といたします。

16 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 託送約款等に定める定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下または36日以上となった場合
 - ロ ガスの供給を開始し、または需給契約が消滅した場合で、料金の算定期間が29日以下または36日以上となったとき。
 - ハ 需給契約を変更したことにより、料金に変更があった場合で、料金の算定期間が29日以下または36日以上となったとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別および特約種別の料金を適用して算定いたします。

17 日割計算

- (1) 当社は、16（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、料金表の規定により日割計算をし、料金を算定いたします。
- (2) (1)によりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (3) 16（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数は料金の算定期間の日数といたします。

また、16（料金の算定）(1)ハの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

18 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客様の料金の支払義務が発生する日は、次の場合を除き、お客様ご

とに当社が託送約款等に定める定例検針日を考慮してガス料金を請求する日としてあらかじめ定めた日（以下「請求起算日」といいます。）といたします。

イ 請求起算日以降に当社が当該一般ガス導管事業者から使用量を受領した場合は、当社が使用量を受領した日といたします。

ロ 19（料金その他の支払方法）(5)の場合は、当該支払期に属する最終月の請求起算日といたします。

ハ 需給契約が消滅した場合は、需給契約の消滅日以降に当社が当該一般ガス導管事業者から使用量を受領した日といたします。

(2) お客さまは、料金を、支払期日までに支払うものといたします。

(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

(4) 複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

19 料金その他の支払方法

(1) お客さまは、料金については毎月、工事費、工事負担金、設備負担金およびその他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払うものといたします。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行われる場合は、原則として次によります。

- イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
- ロ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に、原則として毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
- (2) お客さまが料金を(1)イまたはロにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
- ロ (1)ロにより支払われる場合は、原則として、料金はそのクレジット会社により当社が指定する金融機関等に払い込まれたとき。
- (3) お客さまは、当社が必要とする場合には、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払うものといたします。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (4) お客さまは、料金を、支払義務の発生した順序で支払うものといたします。
- (5) 当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、お客さまは、料金を、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払うものといたします。

20 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまは、(2)の場合を除き、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に

応じて延滞利息を支払うものいたします。ただし、料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。

(2) 31（需給契約の消滅）(2)または32（解約等）によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は、消滅日または解約日においてお客さまが支払期日を経過してなお支払われていない料金について、お客さまは、支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を支払うものいたします。ただし、消滅日または解約日が支払期日の翌日から起算して10日以内である場合は、この限りではありません。

(3) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額のコレ額のコレ単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(4) お客さまは、延滞利息を、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金（(2)の場合は、消滅日または解約日以降に支払義務が発生する料金といたします。）とあわせて支払うものいたします。

21 保証金

(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けることを求めることができるものいたします。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たにガスを使用される場合等で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

- (ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合
ハ その他当社が必要とする場合
- (2) 予想月額料金の3月分は、お客さまが設置しているガス機器および将来設置を予定しているガス機器、増設する供給施設ならびに前3月間もしくは前年同期の同一期間の使用量その他の事情を勘案して算定いたします。
- (3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。
なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。
- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けることを求めることができるものといたします。
- (5) 当社は、保証金について利息を付しません。
- (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、(4)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

Ⅳ 使用および供給

22 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約がガスの使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

23 供給ガスの熱量，圧力および燃焼性

(1) 当社は、料金表に定める熱量，圧力および燃焼性（以下「熱量等」といいます。）のガスを供給いたします。

なお、燃焼性は、ガス機器に対する適合性を示すもので、ガス事業法令によって決められるものです。

(2) 当社は、料金表に定める最高圧力をこえるガスの使用の申込みがある場合には、そのお客さまと協議のうえ、圧力を定めてそのガスを供給することがあります。

(3) (1)に定めるガスの熱量等および(2)により定めた圧力を維持できないことによって、お客さまが損害を受けられた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

24 需要場所への立入りによる業務の実施

お客さまは、当社または当該一般ガス導管事業者が、次の業務を実施するため、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

(1) 周知および調査のための業務

(2) 10（供給の開始）、26（供給の制限等）、27（供給の制限等の解除）、31（需給契約の消滅）または32（解約等）により必要な処置

- (3) 当該一般ガス導管事業者が実施する託送約款等に定める業務
- (4) その他この供給条件および料金表によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または保安上必要な業務

25 違 約 金

- (1) お客さまが次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、お客さまは、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として支払うものといたします。
 - イ お客さまがガス工作物の改変等によって不正にガスを使用された場合
 - ロ お客さまが32（解約等）(2)に該当する場合
- (2) (1)の免れた金額は、この供給条件および料金表に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、当社が決定した期間といたします。

26 供給の制限等

お客さまは、供給の制限等について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) 当社または当該一般ガス導管事業者は、次の場合には、ガスの供給を制限、停止もしくは中止し、またはお客さまにガスの使用を制限、停止もしくは中止していただくことがあります。
 - イ 災害および感染症の流行等その他の不可抗力による場合
 - ロ ガス工作物に故障が生じた場合
 - ハ ガス工作物の修理その他工事実施のため必要がある場合
 - ニ 法令の規定による場合
 - ホ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ヘ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合

ト その他保安上必要がある場合

チ 託送約款等に定める託送供給の制限、停止または中止の事由に該当する場合

- (2) (1)の場合には、当社または当該一般ガス導管事業者は、あらかじめその旨を広告その他適切な方法によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合等は、この限りではありません。
- (3) (1)の場合には、当社は、料金の減額等を行いません。

27 供給の制限等の解除

- (1) 26（供給の制限等）によって、当社がガスの供給を制限、停止もしくは中止した場合、またはお客さまにガスの使用を制限、停止もしくは中止していただいた場合で、制限、停止または中止を解除しようとするときは、事前にお客さまと当社とで協議するものといたします。
- (2) 26（供給の制限等）によって、当該一般ガス導管事業者によりガスの供給が制限、停止または中止された場合で、その理由となった事実が解消されたときは、当該一般ガス導管事業者によって、託送約款等に定める時間内に、すみやかに供給が再開されます。
- (3) 託送約款等にもとづき、当社が当該一般ガス導管事業者から、お客さまの責めとなる理由によりガスの供給の制限、停止または中止および供給の再開に要する費用に係る請求を受けた場合には、お客さまは、その金額を、当社が定める日までに、当社に支払うものといたします。

28 損害賠償等

- (1) 託送約款等に定める託送供給の制限、停止または中止の事由に該当し、お客さまがガスの使用の制限、停止または中止を行わなかったことおよびその他お客さまの責めとなる理由により、当該一般ガス導管事業者が損害を受けた場合で、託送約款等にもとづき、当社が当該一般ガス導管事業者から賠償

の請求を受けたときは、お客さまは、その賠償に要する金額を、当社が定める日までに、当社に支払うものとしたします。

- (2) 10（供給の開始）(2)によって供給の開始日を変更した場合、26（供給の制限等）(1)によってガスの供給が制限、停止もしくは中止され、またはガスの使用を制限、停止もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さままたは第三者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 32（解約等）によって需給契約を解約した場合または需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さままたは第三者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) その他当社の責めとならない理由によりお客さままたは第三者が損害を受けた場合は、当社は、賠償の責めを負いません。
- (5) 当社がお客さまの受けた損害について賠償の責めを負う場合には、故意または重過失の場合を除き、その賠償対象となる損害の範囲は、逸失利益を除く通常損害に限るものとしたします。

V 契約の変更および終了

29 需給契約の変更

- (1) お客さまがガスの需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たにガスの需給契約を希望される場合に準ずるものいたします。
- (2) (1)の場合、当社は、需給契約の変更前は、需給契約の変更内容を、変更後は、需給契約の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

30 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまでガスの供給を受けていたお客さまの当社に対するガスの使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続きガスの使用を希望される場合で、当社が承諾したときには、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

31 需給契約の消滅

- (1) お客さまがガスの使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置（メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます。）を行います。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

(2) 需給契約は、次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 需給契約は契約使用期間満了日をもって消滅するものといたします。

ロ 32（解約等）によって、当社が需給契約を解約した場合は、解約日に需給契約は消滅するものといたします。

ハ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ニ 当社の責めとならない理由により当社が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

ホ お客さまがガスの供給を受けるガス小売事業者を変更されることにともない、当社との需給契約の廃止期日を通知される場合で、新たなガス小売事業者がガスを供給するために必要な手続きを、託送約款等に定める日までに行わなかったときは、廃止期日にかかわらず、需給契約は消滅しないものといたします。

(3) お客さまは、当該一般ガス導管事業者が、需給契約の消滅後、ガスメーター等当該一般ガス導管事業者所有の供給施設を、設置場所のお客さまの承諾をえて、引き続き置かせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。

(4) 需給契約の消滅にともない、当該一般ガス導管事業者が設備の原状回復を行う場合で、託送約款等にもとづき、当社が当該一般ガス導管事業者からその費用の請求を受けたときは、お客さまは、当該金額を、当社が定める日までに、当社に支払うものといたします。

32 解約等

(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約す

ることがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により26（供給の制限等）によってガスの供給が制限、停止もしくは中止され、またはガスの使用を制限、停止もしくは中止していただいた場合で当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されないとき。

ロ お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ハ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ニ お客さまがこの供給条件および料金表によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費、工事負担金、設備負担金その他この供給条件および料金表から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

(2) お客さまがその他この供給条件および料金表に反した場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

(3) (1)および(2)の場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

(4) お客さまが(1)ロに該当する場合で、当社が(3)によりお知らせした日以降に、お客さまが料金を支払われたときには、その旨を当社に通知していただきます。

なお、当社に通知がない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

(5) 当社は、同一条件での需給契約の継続が困難となる場合等当社が必要と認める場合には、解約の3月前までにその旨を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせのうえ、需給契約を解約することがあります。ただし、需給契約の解約のお知らせに必要な情報の変更手続きをお客さまが怠ったことにより、お知らせができない場合には、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さま

の閲覧に供する方法等によりお知らせを発信した日にお知らせを行ったものとみなします。

- (6) (1), (2), (4)または(5)によって、当社が需給契約を解約する場合は、当社は、解約日に需給を終了させるための適当な処置（メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます。）を行います。
- (7) お客様が、31（需給契約の消滅）(1)による通知をされずに、その需要場所から移転され、ガスを使用されていないことが明らかな場合には、当社または当該一般ガス導管事業者が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。

33 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅵ 工事費等の負担

34 ガス工事

当該一般ガス導管事業者が維持および運用する導管を介してお客さまがガスの供給を受ける場合のガス工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

35 工事費等の支払いおよび精算

- (1) 当社が当該一般ガス導管事業者から、託送約款等にもとづき、お客さまへのガスの供給にともなうガス工事等に係る工事費、工事負担金、設備負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、お客さまは、その金額を、当社が定める日までに、当社に支払うものといたします。
- (2) 当該一般ガス導管事業者から、工事完了後、工事費、工事負担金または設備負担金等の精算を受けた場合は、当社は、工事費、工事負担金または設備負担金等をすみやかに精算するものといたします。

Ⅶ 保 安

36 供給施設等の保安責任

お客さまは、供給施設等の保安責任について、次の事項を承諾するものとしたします。

- (1) 内管およびガス栓等、託送約款等に定めるところによりお客さまの資産となる3（定義）(10)の境界線よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。
- (2) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について、(3)に定める検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。

なお、お客さまの承諾がえられないことによって検査ができなかった場合等、当該一般ガス導管事業者の責めとなる理由以外によりお客さまが損害を受けられたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責任を負いません。

- (3) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管およびガス栓ならびに昇圧供給装置について、お客さまの承諾をえて検査します。

なお、当該一般ガス導管事業者は、その検査の結果を、すみやかにお客さまにお知らせします。

- (4) 当該一般ガス導管事業者は、当該一般ガス導管事業者所有の設備について維持管理の責任を負うものとします。

37 周知および調査義務

- (1) 当社は、お客さまに対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により、必要な事項をお知らせいたします。

- (2) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等のガス機器について、お客さまの承諾をえて、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置およびその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。また、お客さまは、調査の結果を当社が当該一般ガス導管事業者へ通知することについて、承諾するものといたします。
- (3) 当社は、(2)のお知らせに係るガス機器について、ガス事業法令で定めるところにより、再び調査いたします。

38 保安に対するお客さまの協力

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、ただちにガス遮断装置、メーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。また、当社がガス漏れを感知したときは、ただちにガス遮断装置、メーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者へ通知することがあります。これらの場合には、当該一般ガス導管事業者は、ただちに適切な処置をとります。
- (2) 当社または当該一般ガス導管事業者は、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等、お客さまに当社または当該一般ガス導管事業者がお知らせした方法で中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、お客さまは、(1)の場合に準じて当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。

なお、当社が、マイコンメーターの復帰操作等、中断の解除のための操作

- を行うことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、当社は、(1)の場合に準じて当該一般ガス導管事業者へ通知することがあります。
- (3) お客様は、36（供給施設等の保安責任）(3)および37（周知および調査義務）(2)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の処置をとっていただきます。
 - (4) 当社または当該一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客様の構内または建物内に設置した供給施設、ガス機器について、お客様に、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
 - (5) お客様が供給施設を変更し、または供給施設もしくは料金表に定めるガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置する場合、当社を通じて、当該一般ガス導管事業者の承諾をさせていただきます。
 - (6) お客様は、当該一般ガス導管事業者が設置したガスメーター等については、検針および検査、取り替え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
 - (7) 当該一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客様の敷地内の供給施設の管理等について、お客様に協議を求めることがあります。
 - (8) お客様は、需要場所で使用されるガス機器に応じて、フィルター等の必要な設備を設置していただきます。

39 お客様の責任

お客様は、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客様は、37（周知および調査義務）(1)の規定により当社がお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- (2) お客様は、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取扱いに注意を要する特殊なガス機器を設置もしくは撤去する場合またはこれらのガス機器の使用を開

始する場合には、あらかじめ当社の承諾をえていただきます。また、当社は、これらの情報および当該一般ガス導管事業者の保安業務に有益な情報等について、当該一般ガス導管事業者に通知いたします。

(3) お客様は、圧縮ガス等を併用する場合等、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当該一般ガス導管事業者の指定する場所に当該一般ガス導管事業者が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客様の所有とし、その設置に要する費用はお客様の負担といたします。

(4) お客様は、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法にしたがい天然ガス自動車または次のすべての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。

イ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること。

ロ 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること。

ハ 料金表に定める供給ガスに適合するものであること。

ニ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定める検査の有効期限内のものであること。

ホ 当該一般ガス導管事業者で認めた安全装置を備えるものであること。

(5) お客様は、ガス事業法第62条にもとづき、所有および占有するガス工作物に関して、次の事項について遵守していただきます。

イ お客様は、当該一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならない。

ロ 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、お客様は、保安業務に協力しなければならない。

なお、改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客様が保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものであるときには、経済産業大臣から当該所有者および占有者に協力するよう勧告されることがあります。

40 供給施設等の検査

お客さまは、供給施設等の検査について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、託送約款等にもとづき、当社を通じて、当該一般ガス導管事業者にガスメーター等の計量の検査を請求することができます。この場合、検査料はお客さまの負担といたします。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は当該一般ガス導管事業者が負担します。
- (2) 当社は、当該一般ガス導管事業者が(1)により検査を行った場合で、その結果を当該一般ガス導管事業者から受領したときには、当社の定める方法により、すみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (3) お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当該一般ガス導管事業者に請求することができます。この場合、検査の結果、ガス事業法令に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客さまの負担といたします。
- (4) 当該一般ガス導管事業者は、(3)により検査を行った場合には、その結果を、すみやかにお客さまにお知らせします。
- (5) お客さまは、当該一般ガス導管事業者が(1)および(3)により検査を行う場合には、自ら検査に立ち会い、または代理人を立ち会わせることができます。

41 ガス事故の報告

お客さまは、消費段階における事故が発生し、当該一般ガス導管事業者が緊急対応を実施した場合は、当該一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報を当社へ提供することについて、承諾するものといたします。

Ⅷ そ の 他

42 準 拠 法

この供給条件に関する権利義務は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものといたします。

43 管轄裁判所

需給契約に関する訴訟については、大阪地方裁判所を第一審専属管轄裁判所といたします。

附 則

附 則

この供給条件の実施期日

この供給条件は、2019年4月1日から実施いたします。

別 表

別 表

原料費調整

(1) 原料費調整額の算定

イ 平均原料価格

平均原料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、 α および β の値は、料金表のとおりといたします。

また、平均原料価格は、10円単位とし、10円未満の端数は、1円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均原料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

B = 各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均液化石油ガス価格

なお、各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均液化石油ガス価格は、10円単位とし、10円未満の端数は、1円の位で四捨五入いたします。

ロ 原料費調整単価

原料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

(イ) 1トン当たりの平均原料価格が料金表に定める基準原料価格（以下「基準原料価格」といいます。）を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{原料費調整単価} &= (\text{基準原料価格} - \text{平均原料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{100} \\ &\quad \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

(ロ) 1トン当たりの平均原料価格が基準原料価格を上回る場合

$$\begin{aligned} \text{原料費調整単価} &= (\text{平均原料価格} - \text{基準原料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{100} \\ &\quad \times (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

なお、基準原料価格と平均原料価格との差額は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で切り捨ていたします。

ハ 原料費調整単価の適用

各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された原料費調整単価は、その平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間に使用されるガスに適用いたします。

なお、各平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均原料価格算定期間	原料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金の算定期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金の算定期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金の算定期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金の算定期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金の算定期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金の算定期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金の算定期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金の算定期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金の算定期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金の算定期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金の算定期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月分の料金の算定期間

二 原料費調整額

原料費調整額は、その1月の使用量に口によって算定された原料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均原料価格が100円変動した場合の値とし、料金表のとおりといたします。

関西電力株式会社（ガス小売事業者登録番号：A0001）
大阪市北区中之島3丁目6番16号
営業時間・電話番号は当社ホームページにてご確認ください。